

戦争を知らない老人たちは何を語るべきか

戦争体験を話してほしいと依頼されたが、1944年9月生まれの私には、戦争に関する直接的な体験はない。戦争に関して私が身近な事として記憶しているのは、すべて父母や年長の知り合いからの伝聞である。例えば、戦争末期の1943年に私の家族が知り合いを頼って兵庫県の家島から瀬戸内海を隔てた香川県の小豆島へ「疎開」したこと、父が家族を養うために、家島で営んでいた店舗と船を手放し、その資金で小豆島に畑と果樹園を手に入れ、にわか農業を始めたこと、戦時統制で釘一本自由に買えない状況下で、苦心惨憺して建材を集め、家族のために小さなあばら家を建てたこと、高松市が激しい空襲(1945年7月)を受けた時、赤く染まった夜空が高台から見えたこと、伯父の一人が自分の船と一緒に徴用され、瀬戸内海で機雷にあたって命を落としたこと、長兄が清水にあった商船学校(当時)を卒業したが、終戦で招集を免れて命拾いをしたこと、などである。

戦争の直接的な体験はないが、物心がつく子供時代を通じて、身の回りに「戦争の名残」はたくさんあった。一番鮮明に記憶しているのは、小学校の裏山に数本の防空壕があり、そこで放課後友達とかくれんぼや陣取りをして遊んだことである。私の異父兄は戦後シベリアに数年間抑留されて、その後無事に帰国した。その際、どんな様子で帰国したのかは記憶にないが、彼が持ち帰った綿入れの重い防寒コートが長い間自宅の押し入れに仕舞われていた。彼は戦場やシベリアでの体験について多くを語らなかったが、一兵卒として中国に出征中に、厳しい冬の夜空の下で一人で歩哨に立ったときの不安について聞いたことがある。

小学生の私は戦争がどのように始まり、どのように終わったのかをまったく理解していなかったが、子供の間で敗戦が話題になった時、年かきの一人が、「トージョー・ヒデキが悪かった」とつぶやくのを耳にしたことがある。しかし、私はそれが如何なる人物なのか見当もつかなかった。やはり小学生の時に、近所で仲良しだった友達の父親が、戦地で受けた古傷がもとで亡くなり、その葬列が村人に見送られながらゆっくりと墓地に向かって進むのを見た記憶もある。小学校の高学年になっても、担任の先生はまだカーキ色の軍服のような上着を着て教壇に立っていた。近隣の神社で開かれる縁日に出かけると、通行人で込み合っている路傍に白衣で座って物乞いをする「傷痕軍人」と呼ばれる人たちの姿があった。乞われても差し出すものがない私たち子供は、なるべく彼らを見ないようにして通り過ぎた。

その頃、海岸にそって長く伸びた私の村を一本の細い道が通っていて、家々の軒をかすめるようにして小さな木炭バスが走っていた。道端でのかくれんぼや鬼ごっこに飽きた子供たちが、時々、停車した木炭バスの排気筒にこっそり大根や芋などを押し込んで、バスが走りだせないようにいたずらして遊んだ。

これらさまざまな記憶は、いまでも時々脳裏に浮かんでくるが、いずれも焦点の定まらない断片的な記憶で、戦争と言う言葉が呼び覚ます、生々しく過酷で非人間的・破壊的な

体験とは異なっている。いずれにしても、私の上の世代の人々のような、焼夷弾の降り注ぐ下を防空頭巾をかぶって逃げまどったり、道を歩いていて上空から機銃掃射を受けるといった、生死にかかわる恐ろしい経験はない。小豆島は幸い激しい空襲を受けたことが無く、大規模な絨毯爆撃を受けた都市のような一面の焼け野原も目にしたことは無い。ましてや、満州事変(1931年)、上海事変、五・一五事件、二・二六事件、盧溝橋事件、日独伊三国同盟から真珠湾攻撃に至る歴史過程における日本の政治外交や社会経済の推移について、自分の体験としての記憶はない。

戦争がどのようなものかと考える時、私の表象に浮かぶのは、ほとんどが成長期にたまたま見たいくつかの映画——私はそれほどたくさんの映画を見たわけではない——の中の映像である。私が生まれ育った小豆島を舞台にした戦争映画の筆頭は、何といても木下恵介の「二十四の瞳」である。この映画は日本中で多くの人が見たはずだから大よその内容は広く知られているが、戦争映画と言っても戦場の悲惨を描いたものではなく、戦争が瀬戸内海の小島で暮らす無垢の人々の運命を翻弄し、受け入れがたい不条理に巻き込んでゆく過程を小さな小学校を舞台に静かな映像で描いている。木下恵介には戦時中に撮った「花咲く岬」という映画もあるが、これも戦場ではなく、戦時下での庶民の意図せざる善意を描いて戦争の愚かさを浮き彫りにしている。また、市川崑が撮った「ビルマの豎琴」は、戦闘が終わった後のビルマが舞台ではあるが、美しい「埴生の宿」の旋律が敗残兵の心に呼び覚ます感銘に、戦争のむなしさと合わせて、戦争からの救いの希望を見出しているように思われた。

これらとは異なり、言葉で言い表せない戦場の悲惨と過酷さをストレートに描いた映画として記憶に残っているのは、今井正の「ひめゆりの塔」、市川崑の「野火」、山本薩夫の「戦争と人間」などである。これらの映画の多くには原作となった文学作品があるが、この分野での作品としては、大岡昇平の「レイテ戦記」が比類の無い業績と言えよう。しかし、正直を言えば「戦争文学」で私が若いころにむさぼるように読んだのは五味川純平の二つの長編小説『人間の条件』と『戦争と人間』である。

これらの映画や文学作品がわれわれに明らかにしているのは、人々が戦争についてどのような表象を持ち、それを映像や言説を利用してどのように表現するのかは、きわめて多様だという事実である。例えば、「二十四の瞳」や「花咲く岬」を「野火」や「ひめゆりの塔」と同列に論じることは難しいように思う。山本薩夫の「戦争と人間」は、またこれらのいずれとも異なっている。同じ大岡昇平の原作による映画でも、市川崑の「野火」(1956年)と塚本普也の「野火」(2014年)とでは戦場の兵士を描く視点が異なっていると言われている。かくのごとく、戦争についての体験や思いは、100人の体験者がいればそれぞれに異なり、同様に、それぞれの作家や映画監督は、それぞれの観点と手法で戦争の「何か」を独自に表現しようとするものである。トルストイではないが、幸せな時代の思い出は誰にとっても似たようであるが、戦争の悲惨な体験は人によって大きく異なっている。

しかし、少なくとも終戦以前に物心がつき、戦争を一人の人間として体験した人々の間

には、それぞれに語るべき自分の「体験」があるはずである。それらの体験は、個人的であり、特殊世代的であって、いずれも戦争の全てを言い表すものではないが、多くの人々がそれぞれの体験——経験した事実とそれらに即した記憶や思い——を語り合うことによって、戦争の何であるかを多面的に言い表すことができる。だから、戦争を自ら体験した人々が戦争についてそれぞれの体験を語ることは重要な意味があるし、この人々には、生きている限り、語り続けてほしいと願っている。

翻って、戦後に物心がつき、今では老境に達したわれわれ「戦争を知らない老人」世代は、戦争についていったい何を語ればよいのであろうか。戦争を体験した世代が残した言葉や映像を、そのまま継承し、次の世代に引き継げば良いのであろうか。だが、それは不可能なことである。先の世代が体験として語る戦争は、われわれの世代には伝聞であり、少なくとも自らの体験としては「語り得ない」ものである。

現在(2016年)は、少なくなったとは言えまだまだ戦争を体験した世代の人々が生きており、その人々から直接に話を聞くことができる。最近のテレビでは、戦後70年ということで、戦争を計画した軍上層部の狂気とこの犠牲になって不条理な死を強要された特攻隊員の数少ない生き残りの人たちの証言や映像が繰り返し報道されていた。しかし、いずれこのような証言を聞く機会は永久に失われ、それらの人たちの言葉や映像は過去の「記録」になる。こうして体験として戦争を語り得る人たちが周りからいなくなった後、われわれ「戦争を知らない老人達」は集まって、戦争について何をどのように語り合えばよいのであろうか。われわれの世代に、戦争について語り合うための共通の参照基準と言えるものがあるのだろうか。

そう考えた時、私の心に最初に浮かんだのはやはり日本国憲法である。

戦後歴史の70年の節目に、第二次安倍内閣が歴代政府の繰り返してきた憲法解釈を閣議でひっくり返し、これまで否定してきた「集団的自衛権」を盛り込んだ安保(戦争)法案を、文明国の国会とは思われないドタバタ騒ぎで委員会を通し、本会議で自公多数の賛成でむりやり法律化したことで、さまざまな人の口から立憲主義の危機が叫ばれ、60年安保闘争以来の抗議行動が国会周辺で繰り返される事態となった。

この過程で、委員会に参考人に招かれた著名な憲法学者3名が、与党の要請で招かれた学者を含めて集団的自衛権が憲法に抵触すると指摘し、さらに圧倒的多数の憲法学者が同様の見解を表明し、新聞やテレビでもこの話題が頻繁に取り上げられ、期せずして「立憲主義」が時の言葉になった。私たちは、憲法学者や法案に批判的な政治家から、憲法は政府による国家権力の乱用を縛るために、国民が政府の順守すべき事項を定めた最高法規であるという説明を改めて繰り返し聞かされた。

日本国憲法の起草と制定のいきさつをめぐっては、いまでもさまざまな議論があるようである。たまたま手元にある大学受験の参考書を開いて見ると、憲法制定当時日本を統治していたGHQは、天皇制を廃絶しない一方、日本の再軍備の芽を摘むために他国に例の無い厳格な平和条項(戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認)を盛り込み、それを日本の国

会に受け入れさせたと記述している。この記述が厳密な意味で正しいのか否かは、おそらく議論の余地があるだろうが、一つの標準的な説明ではあるのだろう。(その後、歴史的には、平和条項の明記は逆に当時の幣原首相からマッカーサーに申し入れられたとの新聞報道があった。また、この件については、林直道氏の回想記にも、同趣旨の指摘がある)

今回の戦争法案に強く反対し、そのための運動にも参加しているフランス思想研究者で武道家の内田樹は、消費者向け雑誌『ピカー事典』が今時の「一押し本」として読者に薦めて評判になった『憲法の空語を充たすために』(2014年 かもがわ出版)というやや分かりにくいタイトルの本で、日本国憲法の制定過程がもたらした現憲法の脆弱性について、おそらく多くの憲法学者とは異なる観点から、独自の議論を披歴している。

内田の議論をかいつまんでまとめれば次のようになる。日本国憲法の制定時、「一億総懺悔」した日本には、自ら戦争責任を引き受ける勢力も存在せず、戦争責任を追及できる勢力も存在しなかった。憲法は、「この憲法を制定する」主語が日本国民であることを冒頭に明記しているが、当時、憲法制定の主体となり得る「日本国民」は存在していなかった。占領軍だけが超憲法的存在として、事実上新しい憲法を制定し、日本国民にそれを与えることができた。つまり、冒頭の「日本国民」は、もともと単なる「空語」であった。

確かに、制定された憲法の条文は空語ではなく、その内容は歴史に登場した如何なる憲法と比較してもそんな色のない——ましてや現在自民党が提案している改憲案とは比較にならない——立派で先進的なものであるが、日本国民自身がそれを自分の頭で考え、主権者として自分の責任と権能で制定した訳ではない。しかし、憲法とは国民が自国政府の順守すべき事項を定めた最高法規である以上、文言上の主語＝制定主体は「日本国民」以外にあり得ない。こうして、現憲法は重大な空語を内包することになった。

内田は、日本国民の中で誰も「憲法を制定したのは自分だ」と名乗ることができない歴史が、現憲法の本質的な脆弱性を生み出してきたと指摘する。安倍内閣を先頭とする現在の改憲勢力がここまで乱暴なやり方で憲法破壊を進めることができるのも、この脆弱性に大きな原因がある。言い換えれば、この動きに対して国民の側からの反撃が必ずしも十分ではないとすれば、その原因の一端は国民の間での「憲法制定主体」としての自覚の希薄さに由来している。

ただし、戦後70年間日本が他国に対して軍事力を行使することが一度もなかったという世界に誇るべき結果は、内外からの空洞化の圧力に抗して憲法を擁護し、順守してきた日本国民の功績である。安倍政権が目論むのは、この功績を愚弄し、自分たちの歴史観や価値観に合致する歴史逆行的な「憲法」の新たな制定者になることである。しかし、この勢力には憲法制定者として「日本国民」に成り代わる正統性はなく、そのためにかれらが提示する憲法草案は冒頭から支離滅裂で、全体として時代錯誤のグロテスクな内容をさらけ出している。

翻って立憲政治の歴史を見れば、日本だけではなく、どの国でも憲法の文面に登場する制定主体は、制定当初においては空語である。憲法の制定主体とは、主権者たる国民が歴

史の紆余曲折のなかで成立した憲法を受け容れ、擁護し、遵守し、国の姿として実体化する営みを通じて自ら制定主体としての内実を獲得することで得られる事後的な存在である。別の言い方をすれば、憲法とは国民が自らを憲法制定主体として事後的に作り上げてゆく生成的な営みである。

したがって、戦後70年を経てこれから先、どれだけの人々が、どれだけ期間にわたって、日々の言説と実践を通じて[憲法を]実質的なものたらしめてゆく努力を続けるのか、どれだけ多くの人々が自ら憲法の制定主体＝主権者としての自覚に達することができるのか、これこそが立憲主義の危機が叫ばれる現在、問われるべき政治的テーマなのである。

私は、ここにやや乱暴に紹介した内田の議論のすべてに納得しているわけではない。また、専門の憲法学者の多くが、このような内田の議論を憲法学の標準的理解に照らしてどのように評価するのかを推し量ることも出来ない。しかし、国民はみずから制定したとは言えない歴史の所産である憲法を——その規定が自らの求める国の在り方に合致していると信じる限り——理解して受け入れ、擁護し、遵守することを通じて「憲法の制定主体」すなわち主権者として生成してゆくのだ、つまり、憲法の「空語」を事後的に充たすことができる、むしろ充たさなければならないのだという内田の言説には強い説得力があると考えている。そして、歴史を通じて多くの人たちの共同作業を経て練り上げられた憲法理解は、多くの国民によって共有されるとともに継承される必要があり、これからもさらに深められることはあっても、一部の改憲勢力によって愚弄され、打ち壊されるべきではない。この意味での憲法擁護は改憲勢力に抗するさまざまな運動によって達成され、この運動は国民自身が「制定主体」、言い換えれば主権者であるとの自覚によって持続すると考えている。

このように考えてくると、今回の戦争法案に対する抗議行動の過程で、「自由と民主主義のための学生緊急行動(SEALDs)」を名乗る学生団体とこれに共鳴するさまざまな若者のグループが、安保闘争以来の規模で国会周辺に集まり、「主権者はわれわれだ」、「勝手に決めるな」と鳴り物入りで繰り返し、これに賛同する動きが一部自覚的な学生集団を超えて、高校生を含む国民の多くの階層や市民組織に広がっている状況は、「戦争を知らない老人達」にも大きな希望を与える出来事である。さらに、こうした若者の動きと幅広い市民組織の運動に押されて、自公政権による憲法改正を阻止し、戦争法案の廃止をめざす野党共闘が参議院選挙に向けて進みつつある状況は、日本の政治状況の歴史的変化を暗示している。

SEALDs を中心とする若者たちの活動を見て改めて思い起こすのは、晩年に大江健三郎など著名な文化人と一緒に「九条の会」を立ち上げた評論家の加藤周一が、2006年12月に東京大学(駒場)で行った「老人と学生の未来——戦争か平和か——」というタイトルの講演である(加藤周一『私にとっての20世紀』岩波現代文庫所収)。この中で加藤は、1968年の世界的に連鎖した民主化運動や学生運動——プラハの春、パリ5月革命、ベトナム反戦運動など——と目下の状況とを次のように比較する。つまり、68年の時には、日本の若い人たちは、憲法が認める手段＝デモという形で鋭く反応した。しかし、あの当時日

本の老人の多くは、あんまり反応しなかった。これと対照的に、今度の[第一次安倍政権が進めようとする] 憲法改正問題では、老人は 68 年当時とは比較にならない程熱心に、かつ怒りをこめて、反応している。これに対して、学生さんはわりに静かに見える。こうした観察を踏まえて加藤は、次のような注目すべき展望をこの夜の聴衆である学生達に披歴している。

「もし、現在の憲法の改正の問題について、学生さんが発言してくれれば、そして、老人と学生が一体化すれば、たぶん、憲法改正から九条の廃止という[安倍内閣と与党の]計画は挫折すると思います」言い換えれば、「学生さんと老人とは結託すれば実に面白いことでもって、日本の社会は危機を脱することができると思う」。

それでは、学生と老人とが力を合わせる上での共通項はどこに在るのだろう。加藤によれば、学生と老人の共通性は、「自由」だという一点にある。日本社会では、人々はいろいろなしがらみで団体、企業、組織からの圧力を受け、自由に発言したり行動したりするのが難しい。しかし、学生は、受験戦争のプレッシャーから解放され、会社人間としてのしがらみにはまだ縛られず、4年間という人生全体から見れば束の間であっても、相当程度の自由を謳歌することができる。同様に、定年後の老人も、会社を始めさまざまな団体からの息苦しいプレッシャーから解放され、比較的自由に考え、行動することができる（ただし、学生同様にこの自由な時間はそう長くはない）。だから、人生で束の間の自由を謳歌できる学生と老人とは、「自由な精神の共同・協力」を目指して同盟することが可能である、と講演は締めくくられている。

第二次安倍政権によって強引に進められる改憲策動に反対する多くの人々の怒りが「68年」以来の大きな人の波を作り出した昨年 8 月 30 日の国会前行動では、10 年近く前に加藤が「扇動」した「学生さんと老人の同盟」がみごとに形成され、戦争法案反対、安倍政権退陣を要求する力強い声を国会構内に響かせていた。ただし、今回の国会前の「同盟」には、加藤が呼びかけた「学生さんと老人の同盟」に留まらない、多くの中年男女、幼児や学童を抱える母親達、労働組合や地域の活動家、著名な文化人やメディア関係者、法曹関係者など、ほとんどあらゆる分野で現在の安倍政権の暴走に危機感と怒りを覚える人たちが参加し、「学生と老人の同盟」を大きく包み込んでいた。9 月 18 日深夜に参議院で法案が可決された後にも、この広がった「同盟」は胡散霧消せず、国内のいたるところで毎日のように戦争法廃止、安倍退陣を要求して多彩で創意に満ちた運動を繰り広げている。

この新しい「同盟」の強みは、久しぶりに学生と老人が「結託」した[老人になった筆者も、学生時代以来何十年振りかにデモに参加した]というだけではない。抗議行動に参加した人々を大きく勇気づけたのは、民主党（当時）、共産党など野党が、多くの参加者の要望に応える形で、党派を超えて手を結び、国会周辺を埋め尽くした参加者の前で、安倍改憲に対する共闘の姿勢を明らかにしたことであった。

ここには、沖縄で輝かしい実績を挙げた「オール沖縄」の教訓が生かされていた。さらに、法案可決後に日本共産党の志位委員長が提起した戦争法廃止、安倍内閣打倒のための

国民連合政府樹立の呼びかけが国民の間で現実味をもって歓迎されたこと、これを契機に2016年夏の参議院選挙に向けて野党間の共闘が大きく進んだ状況も、68年段階と異なった政治状況を示している。

このような新しい政治状況を切り開き、自公政権の改憲策動に反対する国民の運動を持続させる上で、SEALDsを中心とする学生運動が果たした役割は特筆に値するものであった。かれらは、安保闘争以来の日本における「学生運動」のイメージを一新し、非暴力的で、解放的で、おそらくは国際的にも通用する学生運動の斬新なスタイルを作り上げてきた。かれらの運動の中心メンバーが、国会に参考人として招かれ、知的かつ品位のある言葉で政治家に語りかける姿は、これまでの学生運動では見られなかったものである。その意味で、つとに政治離れしたと一般に思われている学生が「日本社会を根本的に変える力」を持っていると10年前に熱く訴えた加藤の洞察力に、あらためて驚きの念を禁じ得ないのである。

われわれ「戦争を知らない老人たち」としても、学生達と肩を並べて主権者たる実を示すためには、先の戦争が残した最大の遺産が他ならぬ日本国憲法であることをしっかりと認識することが重要である。この憲法の歴史的意義と正しい理解を共有し、この憲法をないがしろにしようとするたくらむ勢力に対して力を合わせて抗い、憲法の規定に合致した民主的な政治体制が1年でも長く機能するようにいろいろな方法で力を尽くすことが、戦争経験者に代わってわれわれが引き受けるべき責務であろう。